

# 日野市における家族介護慰労金事業対象者の現状について

第1回 日野市介護保険運営協議会

令和5年7月6日開催 資料

## 1. 事業の目的

家庭において重度の要介護高齢者を介護する家族に日野市家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、その家族の身体的、精神的、及び経済的負担の軽減を図るとともに高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2. 事業の対象者（支給要件）

重度の要介護高齢者の介護者に支給

- (1) 65歳以上の者で現に市内に居住している者
- (2) 申請日からさかのぼって過去1年間以上要介護状態区分が要介護4又は要介護5であると認定されているもの
- (3) 法に基づく介護サービスを申請日からさかのぼって過去1年間以上利用していないもの。ただし、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用で、これらの利用期間が当該1年の間に1週間以内であるものは除く。
- (4) 支給に係る年度（4月から6月までの申請については、支給に係る年度の前年度）の住民税が非課税の世帯に属しているもの
- (5) 当該1年の間に介護保険施設以外の病院等へおおむね3か月以上入院していないもの

## 3. 支給額

重度の要介護高齢者1人につき10万円

## 4. 現状把握のための対象者抽出

### (1) 抽出条件

- ① 令和4年4月1日現在要介護4または5の認定を受けている
- ② 介護保険料段階1、2、3段階（世帯非課税）
- ③ 令和4年4月から令和5年1月まで介護保険サービス給付を受けていない

### (2) 抽出結果

対象者	85名	85名の状況	死亡	20名
			入院	59名
			その他	6名（住所地特例者・転出等）

## 5. 対象者の現状

家族介護慰労金事業対象のうち、介護給付サービス未利用者の現状は上記とおり。  
家族介護慰労金について問い合わせは複数あるが、個別に聞き取りの結果、介護サービスの利用ありや3か月以上の入院、課税世帯等で皆対象外であった。